令和４年度道内アイヌ関連施設ＰＲ動画発信事業委託業務

企画提案説明書

１　業務の目的

ウポポイをはじめ道内アイヌ関連施設やアイヌ文化とゆかりのある地域（以下、「道内アイヌ

関連施設等」という。）について、広く国内外の興味を高め、来訪意欲を促進し、ウポポイ開業効果の地域波及を図り、アイヌ文化の振興と地域の活性化につなげるため、令和２年度に制作したオリジナルＰＲ動画を多国語版に編集するとともに、国内外に向け、多様な媒体を活用して効果的に発信する。

２　業務の内容

（１）オリジナルＰＲ動画の編集

次表に掲げる令和２年度に制作したオリジナルＰＲ動画を、次により多国語版に編集すること。

なお、当該オリジナルＰＲ動画は、YouTubeチャンネル（https://www.youtube.com/channel/UCiSpg3CKrOaYz56TrmWa8\_g）にて閲覧可能であるが、企画提案検討者からの申込みにより、同素材を記録した媒体を貸与する。

【令和2年度制作オリジナルPR動画一覧】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 時間 | 撮影エリア等 | 撮影施設 | タイトル | 特記 |
| １ | 15秒 | 総合編 | ６施設 | アイヌ文化を巡る旅  AINU MUSEUM TRIP総合編 |  |
| ２ | 30秒 |
| ３ | 180秒 | 総合編【日本語】 | ６施設 | アイヌ文化を巡る旅  AINU MUSEUM TRIP総合編 | ・最後のナレーション部分のみ各国語の字幕を挿入  ・本編は日本語音声、字幕なし |
| ４ | 総合編【英語】 |
| ５ | 総合編【中国語繁体字】 |
| ６ | 総合編【中国語簡体字】 |
| ７ | 総合編【韓国語】 |
| ８ | 56秒 | ウポポイ編 | ウポポイ（民族共生象徴空間） | アイヌを学び、体験し尽くす旅  inウポポイ（民族共生象徴空間） |  |
| ９ | 道央編 | 平取町二風谷アイヌ文化博物館  平取町アイヌ工芸伝承館ウレシパ | アイヌの伝統と匠の技に触れる旅  in平取町部二風谷 |  |
| 10 | 道東編 | 阿寒湖アイヌコタン | アイヌ古式舞踊に出会う旅  in阿寒湖アイヌコタン |  |
| 11 | 道北編 | 川村カ子トアイヌ記念館 | アイヌとの対話を深める旅  in川村カ子トアイヌ記念館 |  |
| 12 | 道南編 | 函館市北方民族資料館 | アイヌの歴史を知る旅  in函館市北方民族資料館 |  |

ア　各動画のナレ－ション及びセリフの多国語化

（ア）吹き替えする言語

次の言語を必須とするとともに、アイヌ文化への興味・関心が高いインバウンドが期待できる地域で使用されている言語について企画・提案し、実施すること。

ａ　英語

ｂ　中国語

ｃ　韓国語

ｄ　フランス語

ｅ　ドイツ語

ｆ　マレ－語

（イ）吹き替えの対象

　　全ての区分において、次のａ、ｂを基本とするが、その他日本語で発せられているセリフ、ナレ－ションを対象とする。

　　なお、編集するオリジナルＰＲ動画の区分１、２、３、８、９、10、11、12の絵コンテ等を作成し、多国語化するセリフ、ナレ－ション、その他の日本語（多国語化の元）を整理のうえ企画提案し、実施すること。

ａ　ナレ－ション

「アイヌの文化を見て、触れて、楽しむ。ここで学ぶ感動とドキドキが北海道の未来のヒントです。さあ、アイヌ文化をめぐる旅に行こう。」

ｂ　セリフ

別紙のとおり

イ　字幕の追加

次のとおり字幕を追加し、動画内で多国語化された字幕を選択できるように設定すること。

なお、中国語については、簡体字及び繁体字とすること。

（ア）全区分共通

前項アで多国語に吹き替えた音声に合わせ、吹き替えた音声と同じ言語の字幕を追加すること。

（イ）区分１から７まで（６施設のＰＲ動画）

ａ　前項アにより多国語に吹き替えたＰＲ動画について、画面に映し出される撮影施設の名称を、吹き替えた言語と同じ言語の字幕により追加すること。

ｂ　オリジナルＰＲ動画について、画面に映し出される撮影施設の名称を、日本語の字幕により追加すること。

（ウ）区分８から12まで（地域別のＰＲ動画）

タイトルを前項アにより多国語に吹き替えた言語と同じ言語の字幕により追加すること。

ウ　その他

音声や字幕の追加等について、魅力的・効果的な内容等を企画提案し、実施するとともに、完成までの間に、委託者と十分な協議・校正を行うスケジュ－ル等についても企画提案し、実施すること。

（２）国内外に向けたＰＲ動画の発信

既存のオリジナル動画及び本事業で新たに多国語化したＰＲ動画を、次により国内外に発信すること。

ア　テレビＣＭによるＰＲ（国内）

本業務の目的達成ため、放送局、放送期間、時間帯、回数及び放送形態等について、効果的にＰＲできる内容を企画提案し、実施すること。

また、既存のオリジナルＰＲ動画の活用であることを鑑み、可能な限り速やかなＰＲ開始及び新型コロナウイルスの感染状況に柔軟に対応させるなどのスケジュ－ルも合わせて企画提案し、実施すること。

なお、放送期間は延べ１ヶ月以上、放送回数は延べ70回以上（総合篇（30秒版）を使用の場合）とすること。

イ　オンライン動画共有プラットフォームやＳＮＳ等におけるＰＲ

（ア）既存のオリジナルＰＲ動画

YouTubeチャンネルで閲覧可能な状態であるが、本業務の目的達成に向け更なる効果的な発信・ＰＲについて企画提案し、実施すること。

　なお、発信・ＰＲの期間は延べ３ヵ月以上（総合篇(15秒版)を使用の場合）とすること。

　また、既存のオリジナルＰＲ動画の活用であることを鑑み、可能な限り速やかなＰＲ開始及び新型コロナウイルスの感染状況に柔軟に対応させるなどのスケジュ－ルや発信・ＰＲ期間も合わせて企画提案し、実施すること。

（イ）新たに多国語化したＰＲ動画

海外諸地域への効果的なＰＲ手法等を企画提案し、実施すること。

なお、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、国際情勢等に柔軟に対応させるとともに、本業務の目的達成に大きく寄与すると見込まれる地域などでのＰＲを企画提案し、実施すること。

ウ　その他

各種イベントにおける上映など、当該動画を活用し効果的にＰＲできる企画があれば提案すること。

（３）その他

　上記業務のほか、本業務の目的達成に資する独自又は連携企画があれば提案すること。

本業務の実施内容、時期、期間については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して適切に対応すること。

３　業務処理にあたっての留意事項

（１）各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

（２）企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア　業務に当たっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ　各業務の進行管理を適切に行うこと。

ウ　事業の効果を高めるため、ウポポイ官民応援ネットワーク構成員等との協働による取組の推進・調整に努めること。

エ　新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針等踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

オ　業務に当たっては、著作権等を調整の上、既存の広報素材の利用を妨げないこと。また、使用媒体や広報対象に応じて、作成又は加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。

４　成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出

すること。

（１）本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体１部（Ａ４版）（様式は本委託業務処理要領に添付）

（２）当該委託業務の処理成果を記載した報告書

電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１部及び紙媒体３部（Ａ４判）

（３）上記２（１）に基づいて作成したＰＲ動画の電子デ－タ

　　　電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１０部

（４）著作権等

本委託業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

５　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

（１）単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」とい

う。）であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務

に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

（２）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア　コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者でないこと。

ウ　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

ク　コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ　団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ　特定非営利活動法人の場合にあっては、直近２年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

６　審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

（１）事業者の適格性

ア　業務を実施するにあたり、ウポポイなど道内のアイヌ関連施設やアイヌ文化などに関する知識を有しているか。

イ　映像制作及び広告宣伝業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

ウ　実施スケジュールが適切であるか。

エ　提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

（２）企画提案内容の適合性

ア　ＰＲ動画の編集

（ア）２（１）ア、イ、ウに示した内容を満たしているか。

（イ）外国語の取扱いについて正確性を確保しているか。

（ウ）編集内容についてＰＲ動画の趣旨を損なうことなく、かつ、視聴者にとってわかりやすい内容となっているか。

イ 国内外に向けたＰＲ動画の発信

（ア）テレビＣＭの放送局、放送期間、時間帯、回数及び放送形態等について、より多くの方に視聴される内容となっているか。

（イ）テレビＣＭの開始時期、新型コロナウイルスの感染状況への考慮等について適切なスケジュ－ル設定となっているか。

（ウ）既存のオリジナルＰＲ動画を、オンライン動画共有プラットフォ－ムやＳＮＳ等への活用にあたり、目的の達成に向け効果的に発信される内容となっているか。

（エ）新たに多言語化したＰＲ動画を、オンライン動画共有プラットフォ－ムやＳＮＳ等への活用にあたり、国際情勢へ適確に配慮された内容となっており、海外諸地域への効果的なＰＲ手法等による企画提案となっているか。

（オ）当該動画を活用できる企画に関する提案がなされた場合、本業務の目的を達成するための効果的な提案となっているか。

ウ　その他

（ア）上記業務のほか、独自提案がなされた場合、道内アイヌ関連施設等への興味を高め、海外を含め来訪意欲を促進するために効果的な提案となっているか。

（イ）業務の実施内容、時期、期間について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して適

切に対応することになっているか。

７　業務上の留意事項

（１）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

（２）業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

８　予算上限額

　　１４，６３０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

９　委託期間

委託契約日から令和５年３月24日（金）まで

10　資格審査申請書、企画提案書の提出方法

（１）資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア　提出期限　令和４年５月11日（水）17時必着

イ　提出場所　（４）に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ　提出様式　別添１のとおり

オ　提出部数　１部

（２）企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア　提出期限　令和４年５月26日（木）17時必着

イ　提出場所　（４）に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る）

エ　提出様式　別添２のとおり

オ　提出部数　８部（法人名等については、１部のみに記載し、残り７部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

（３）質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（４）提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当　主任　日置　傑

電話　011－231-4111（内線24－136）

FAX　011－232-4112

11　その他

（１）企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

（２）企画提案の採否については、文書で通知する。

（３）企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

（４）本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

（５）手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本円

（６）契約書作成の要否

　　　要

（７）関連情報を収集するための窓口

　　　10（４）に同じ

（８）プロポーザルに関する説明

　　　提出された企画提案書の内容については、ヒアリングを行う。

　　　企画提案者が６者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって１次審査を行い、５者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

（９）審査結果及び特定者名

　　　公表する。